

### 3. その他

#### (1) 国民健康保険税条例の改正について（子ども・子育て支援金分）

委員の皆様にご確認いただきました「子ども・子育て支援金の税率について」の答申書が、2月5日本田会長から貝掛町長に提出されました。答申内容を町の方針とし、税務課より国保税の条例改正案を3月議会に提出します。

#### (2) 優良家庭表彰条例の改正について

##### ①概要

現行の優良家庭表彰制度では、国民健康保険に加入している世帯のうち、対象年度の前年度1年間、医療機関無受診かつ滞納のない世帯に対し記念品を贈呈しています。しかし、表彰要件が国のガイドラインに適合していないため、ガイドラインに適合するべく、当該表彰要件に特定健康診査の受診を追加することとし、そのための条例改正案を3月議会に提出します。

##### ②表彰要件（条例より抜粋）

###### （改正前）

第2条 同一世帯に属する全被保険者が、当該年度期間中において療養の給付を受けることがなく、かつ各納期内に保険税を完納した家庭を健康家庭として、被保険者の属する世帯主を毎年表彰する。

###### （改正後）

第2条 表彰の対象となる健康家庭とは、表彰年度の前年度において次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 同一世帯に属する全被保険者が医療機関を受診していないこと。
- (2) 国民健康保険税の滞納がないこと。
- (3) 特定健康診査の受診対象となっている被保険者がいる世帯の場合は、当該被保険者全員が特定健康診査を受診していること。若しくは職場の健康診断、人間ドック等により特定健康診査の項目を検査し、町に検査結果を提供していること。

##### ③適用開始時期

令和9年度から（令和8年度は周知期間）。